

平成29年 6月23日

川崎市議会議長 松原成文様

幸区在住者

ほか 1,010名

所得税法第56条廃止の意見書を国にあげることに関する請願

請願趣旨

中小零細業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、所得税法第56条により、家族従業者の働き分（自家労賃）を税制上、必要経費として認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族は50万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも達していません。この事で家族従業者は、社会的にも経済的にも自立できない状況を生んでいます。青色申告にして給料を経費にすればいいとの意見もありますが（所得税法第57条）、これは同じ労働に対して、申告の仕方で納税者を差別するものです。しかも、2014年（平成26年）から全ての中小業者に記帳が義務化されたので、所得税法第57条による差別は認められません。

世界の主要国では、家族従業者の働き分を必要経費と認めています。国連女性差別撤廃委員会は、2016年（平成28年）に「所得税法第56条が女性の経済的自立を妨げている」と所得税法の見直しを日本政府に勧告しました。

「所得税法第56条廃止を求める意見書」は、現在全国で470を超える自治体で採択されています。しかし、政令指定都市ではなかなか採択されません。所得税法第56条廃止を求める声は、各地の税理士会にも広がっています。

政令指定都市である本市から、所得税法第56条廃止の意見書を国に上げていただきたく、請願するものであります。

請 願 項 目

- 1 所得税法第56条を廃止するよう、国に意見書を上げてください。

紹 介 議 員

市 古 映 美
渡 辺 あつ子
重 富 達 也